

令和6年度版

母子父子寡婦福祉資金貸付制度について

【各市町の相談及び申請窓口】

＜市町名＞	＜窓口＞	＜電話番号＞
倉吉市	子ども家庭課（倉吉市福祉事務所）	0858(22)8220
三朝町	町民課子ども支援室	0858(43)3505
湯梨浜町	福祉課（湯梨浜町福祉事務所）	0858(35)5373
琴浦町	福祉あんしん課（琴浦町福祉事務所）	0858(52)1715
北栄町	福祉課（北栄町福祉事務所）	0858(37)5852

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子父子寡婦家庭等の経済的自立を図る制度として法律（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」）に基づき昭和28年から実施されています。この資金は、都道府県等が出資する原資と皆さんが借り入れた資金の償還（返済）金等を財源として運営されています。

鳥取県中部総合事務所県民福祉局

【問合せ先】

鳥取県中部総合事務所県民福祉局

地域福祉課（中部福祉事務所）保護・ひとり親担当

〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地

電話 0858(23)3126

ファクシミリ 0858(23)4803

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別

貸付対象者

- (1) ひとり親家庭の母・父(20未満の児童を扶養するもの)
- (2) 寡婦(かつて母子家庭の母であり、配偶者のないもの)
- (3) ひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子
- (4) 父母のいない児童
- (5) 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者
(婚姻をしたことのない独身は含まない)

資金の種別

	資金の名称	概要
学 校	就学支度資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校への入学、若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な資金(直接必要な被服、履物等、入学金)
	修学資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校に修学させるために必要な経費(直接必要な授業料、書籍代、通学費、生活費等)ただし、鳥取県育英奨学資金との併用は不可
就 業	就職支度資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童、父母のいない児童の就職するために必要な経費(直接必要な被服、履物等、通勤用自動車(必要と認める場合))
	技能習得資金	母、父、寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	修業資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	事業開始資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が事業を開始するために必要な経費(設備費、什器、機械、材料等の購入費等)
	事業継続資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が現在営んでいる事業を継続するために必要な経費(事業継続のための運転資金。事業等で生じた債務の返済は対象外)
生 活	医療介護資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童が医療又は介護保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費 ・医療…医療費の自己負担分、通院のための交通費等 ・介護…介護サービス費の自己負担分及び立て替え経費
	生活資金	母、父、寡婦が下記の期間内の生活安定維持に必要な経費 ① 知識技能習得の期間 ② 医療及び介護を受けている期間 ③ 母子、父子家庭となって7年未満(生活安定期間) ④ 失業してから1年未満(失業期間)
	結婚資金	母、父又は寡婦が扶養している児童(子)の婚姻に際し必要な経費(挙式、披露宴等のための経費、家具什器等の購入費)
住 宅	住宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築、又は建設、購入、増築するのに必要な経費
	転宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の住居の移転に際し必要な経費(賃貸借契約上入居に必要な費用。敷金、前家賃等。引越費用は特別な事情がある場合を除き原則不可)※借入申込者が新たに定めた新居住地の窓口で申請する。

※児童本人が借主(貸し付けること)となることができます。ただし、貸付要件を定めています。

- ・詳細については、各市町相談窓口までお問合せください。
- ・貸付限度額は一覧表(P.2、3)のとおりです。

2 母子父子寡婦福祉貸付金一覧表

令和5年4月1日以降適用

資金 種別	貸付金の限度額 (単位:円)								据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率(年)		提出書類	
											保証人有	保証人無		
事業 開始	個人 3,470,000								貸付の日から 1年間	7年以内	無利子	1.0%	事業計画書等 (見積書等添付)	
事業 継続	個人 1,740,000								貸付の日から 6ヵ月間	7年以内	無利子	1.0%	同 上	
修学	一般	月 額		1年	2年	3年	4年	5年	6年	卒業後 6ヵ月間	20年以内	無利子 ①親に貸付の場合 〈借 主〉親 〈連帯借主〉児童 〈連帯保証人〉 <u>不要</u> ②児童に貸付の場合 〈借 主〉児童 〈連帯借主〉親 〈連帯保証人〉 <u>必要</u>	入学試験合格証明書 等又は在学証明書 書	
		高校 専修 (高等)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000							
				自宅外	34,500	34,500	34,500							
		私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000								
				自宅外	52,500	52,500	52,500							
		高専	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500					
					自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500					76,500
			私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500					
					自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000					115,000
		専修 (専門)	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500							
					自宅外	78,000	78,000	78,000						
			私 立	自 宅	89,000	89,000	89,000							
					自宅外	126,500	126,500	126,500						
		短大	国公立	自 宅	67,500	67,500								
					自宅外	96,500	96,500							
			私 立	自 宅	93,500	93,500								
					自宅外	131,000	131,000							
		大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000		71,000			
					自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		108,500			108,500
			私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	108,500		108,500			
					自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000		146,000			146,000
		大学院	修士課程		132,000	132,000								
			博士課程		183,000	183,000	183,000							
			専修(一般)		54,000	54,000								
		※専修学校(専門課程)で修学期間が2年(大学は4年)を超える場合は、超える期間については、設定されている最終学年の月額を適用するものとする。												
技能 習得	5年以内	月 額		68,000					習得期間満了 後1年間	20年以内	無利子	1.0%	技能習得証明書、事業主・自動車学校の証明	
	入学時や年度初め等に必要額が月額を越える場合		816,000											
	(自動車運転免許取得)		460,000)											
修業	5年以内	月 額		68,000					習得期間満了 後1年間	20年以内	無利子		修業証明書、事業主・自動車学校の証明	
	(自動車運転免許取得)		460,000)											
就職 支度	通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合		105,000						貸付の日から 1年間	6年以内	無利子(親)	1.0%(親)	就職決定書、自動車購入に係る見積書等	
			340,000											
			235,000)											
医療 介護	[医療]	特別の場合		340,000						医療介護期間 終了後6ヵ月間	5年以内	無利子	1.0%	認定診断書、介護サービスの利用者負担額等のわかるもの等
	480,000													
	[介護]			500,000										

資金 種別	貸 付 金 の 限 度 額 (単位:円)			据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率(年)		提出書類
						保証人有	保証人無	
生活	[知識・技能] ①知識技能習得期間(3年以内) 月額 141,000 生計中心者以外の者 月額 70,000			①知識技能 習得後	①知識技能 20年以内	無利子	1.0%	・失業:公共職業安定 所長が交付する受給 資格者証
	[一般] 月額 108,000 生計中心者以外の者 月額 70,000 ②医療又は介護を受ける期間(1年以内) ③母子・父子家庭となって7年未満の期間(生活安定期間) ・合計 2,592,000円を限度 ・養育費取得のための裁判費用(1,236,000円を限度) ④失業期間(離職した日の翌日から1年以内)			②医療又は介 護の終了後 ③貸付期間終 了後 ④貸付期間終 了後	②医療又は介護 5年以内 ③生活安定 8年以内 ④失業期間 5年以内			
※ 3ヶ月分を限度とした一括貸付も可。 ①知識技能習得に係るもの 上限423,000円 ②医療又は介護に係るもの 上限315,000円 ③生活安定期間に係るもの 上限315,000円 ④失業貸付期間に係るもの 上限315,000円				6か月間				
住宅	1,500,000 特別の場合 2,000,000			貸付の日から 6ヵ月間	6年以内	無利子	1.0%	住宅補修計画書等 (平面図、見積書等 添付)
					7年以内			
転宅	260,000			貸付の日から 6ヵ月間	3年以内	無利子	1.0%	転宅証明書等
就学 支度	小 学 校		64,300	卒業後 6ヵ月間	5年以内	修学資金と同じ		入学試験合格証明 書等 (小・中学校につい ては所得税非課税 であることを証する 書面)
	中 学 校		81,000					
	高 校・高 専・専 修		自宅通学 150,000					
			自宅外通学 160,000					
	私立の高校・専修(高等)		自宅通学 410,000					
			自宅外通学 420,000					
	短大・大学 専修(専門)	国公立	自宅通学 410,000					
			自宅外通学 420,000					
		私 立	自宅通学 580,000					
			自宅外通学 590,000					
	大 学 院	国公立 380,000						
		私 立 590,000						
修 業 施 設		自宅通所 272,000						
		自宅外通所 282,000						
結婚	結婚する子1人につき 320,000			貸付の日から 6ヵ月間	5年以内	無利子	1.0%	婚姻(予定)証明書等